

(別紙1) 令和7年度 子ども・若者相談センター「アンダンテ」委託業務説明書

1 設置場所

静岡市駿河区馬淵 静岡県男女共同参画センターあざれあ 5階事務室内

2 予定委託金額

4,802,000円を上限とする。

3 設備備品等の概要

パソコン(1)、プリンター(1)、電話・FAX(1)、テレビ(1)、ミニコンポ(1)、応接セット(1)、机、椅子、パーテーション、戸棚 等

4 委託業務内容

子ども・若者相談センター「アンダンテ」を、委託者が提供する静岡県男女共同参画センターあざれあ（以下、あざれあ）5階事務室内に設置し、下記の業務を実施すること（ただし、あざれあの休館日は除く）。

(1) 相談業務の実施

主に30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者とその家族を対象とした下記の相談業務や適切な支援機関の紹介を年間258日以上とし、1日あたり3時間以上実施すること。なお、相談に対して適切な指導・助言などを行い、電話及び面接により適切な支援機関の紹介を行うものとする。なお、実施にあたっては、週5～6日（週18時間）を目安とする。

ア 個別面談（受付事務を含む）

イ 電話相談及びメールによる簡易相談

ウ オンライン相談

(2) 交流スペースの運営

主に30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者が、利用しやすく居心地のよさを感じられる居場所づくり及び交流の場を、年間172日以上とし、1日あたり3時間以上実施すること。なお、実施にあたっては、週4日（週12時間）を目安とする。また、利用者の傾向を踏まえ、柔軟に対応すること。

(3) 悩みや困り事を抱える子ども・若者の家族を支援する場の提供

主に30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者の家族を支援する場として、保護者の交流会等を原則月1回実施すること。

(4) 県の実施する合同相談会への参加

子ども・若者のさまざまな悩みに応じる合同相談会（県主催又は共催、年6回）に参加し、子ども・若者及びその保護者の相談に個別に応じること。

(5) 静岡県子ども・若者支援ネットワーク、相談機関・支援機関との連携会議への協力

静岡県子ども・若者支援ネットワークの構成機関となり、協議会構成機関や団体と緊密に連携し、信頼関係を構築するとともに、情報の収集・提供に努めること。また、県で実施する相談機関・支援機関との連携会議に協力をすること。

(6) 広報活動の実施

県内広域の悩みや困り事を抱える子ども・若者及びその家族の利用促進を図るため、パンフレットを配布したり、ホームページを定期的に更新したりするなど各種広報活動を充実させること。

※「(1)相談業務の実施」及び「(2) 交流スペースの運営」の実施日には、「アンダント」に1日最低2人以上（内カウンセラー1人、アドバイザー1人）の人員を配置すること。

5 応募団体独自の活動

事業企画書には、各団体が独自で行う活動を加えて提案すること。

(例)

- ・ きっかけづくり〔悩みや困り事を抱える子ども・若者が相談するきっかけとなる事業の企画、運営 等〕
- ・ ICT活用〔インターネットを利用した広報や相談受付、メール等による簡単な相談対応、仮想現実を利用した居場所づくり 等〕
- ・ 就業支援〔ジョブトレーニング、就労体験活動 等〕
- ・ 連携強化〔相談機関・支援機関との連携を進めるための事業を企画、運営 等〕
- ・ 広報活動〔ホームページ開設、活動案内、利用者の拡大、情報提供 等〕

6 その他の業務

- (1) 契約時に、委託業務実施計画書を提出すること。
- (2) 業務の記録保存をすることとし、受託者は委託者からの求めに応じて、業務の記録の情報提供又は閲覧をできるようにすること。
- (3) 個別面談等の実施状況について、月例で報告すること。
- (4) 業務終了時に、委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書を提出すること。

7 人員体制

- (1) 常時1名以上の人員を配置し、面接相談やオンライン相談、支援プログラム、その他の事業を行う場合には、さらに1名以上人員を配置すること。
- (2) 1名はカウンセラーとして、以下の能力を有すること。
 - ア 相談センターのマネジメントを行う能力を有する者。
 - イ ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者や、その家族への支援の実績を有する者。（おおむね10年以上の相談業務経験を有する者、または認定心理士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタントもしくはそれに準ずる資格を有し、2年以上の相談業務経験を有する者。）
- (3) 1名はアドバイザーとして、以下の能力を有すること。
 - ア ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者や、その家族への支援の実績を有する者。

8 業務の引継ぎ

受託団体は、相談事業の円滑な遂行のため、翌年度の受託団体に対して、当該年度末日までに、必要な資料の提供などを含む引継ぎと、各種機器の使用に必要な手続きを確実に実施すること。

(参考) 近年の青少年スペース「アンダンテ」(ひきこもり支援) 利用実績
 (延べ件数) ※R6年度は上半期実績

年 度		開設日	面談	電話(予約、留守 番電話は除く)	フリースペース 等の利用
R6※	計	145	45	374	33
	月平均	24.3	7.5	62.3	5.5
R5	計	287	106	611	99
	月平均	23.9	8.8	50.9	8.3
R4	計	287	131	878	67
	月平均	23.9	10.9	73.1	5.6
R3	計	287	252	1,026	122
	月平均	23.9	21.0	85.5	10.2